◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、職業能力開発促進法及び地すべり等防止法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正 市街化調整区域における市街化を促進しない開発行為等について定めた別表中、引用する地すべり等防止 法の条項を改める。
- (2) 鳥取県旅館業法施行条例の一部改正 清純な施設環境を保持すべき施設について定めた規定中、引用する職業能力開発促進法の条項を改める。
- (3) 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正 条例の目的を定めた規定中、引用する職業能力開発促進法の条項を改める。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例の一部改正について

 条例の改正理由 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

9 条例の概要

- (1) 児童福祉法第62条の3の規定により過料に処する者を定めた規定及び題名中、引用する児童福祉法の条項を改める。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。